平成２８年（フ）第３３号
福島県いわき市平赤井字田町24番地　サンヴィレッヂＫｅｉＢ―202
債務者　小倉　慎也
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１３９号
茨城県水戸市大塚町815番地の３　大塚南ハイツファミリー館102号
債務者　今瀬　祝幸
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４８号
茨城県ひたちなか市大平３丁目３番３号　サンハイツ大内Ａ棟101号
債務者　小沼　久恵
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１４９号
茨城県ひたちなか市大平３丁目３番３号　サンハイツ大内Ａ棟101号
債務者　小沼　和也
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１６６号
茨城県ひたちなか市勝田本町８番８号　本町アパート大谷
債務者　石川みつ子
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２７号
千葉県鴨川市広場864番地１
債務者　野村　恭平
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第５８３号
京都市伏見区横大路六反畑８番地19
債務者　坂井　大祐
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
広島市中区大手町５丁目５番18―301号
債務者　山本　博司
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９号
山口県長門市西深川3285番地１　パネットコンフォート深川Ａ―101
債務者　檜垣　健一
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第９３７号
福岡県大野城市山田２丁目８番17号　岩下アパートⅠ―201号
債務者　大江　隆司
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９５５号
福岡県大野城市栄町２丁目５番８―303号
債務者　吉屋　高志
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９５８号
福岡市早良区飯倉６丁目23番30号
債務者　原田　美紀
1　決定年月日時　平成28年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０１６号
福岡市東区名島３丁目10番21号
債務者　武末　邦通
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根336番地２
奥浜マンション403
債務者　下地莉奈子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第１２９号
北海道亀田郡七飯町大川４丁目６番３号
債務者　笠島　憲司
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５２号
函館市千歳町16番12号　アパートサン　205号
債務者　齋藤　博明
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５４号
函館市鍛治２丁目４番７―306号
債務者　久恒　達司
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５５号
函館市美原１丁目35番11号
債務者　田村　省吾
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
函館地方裁判所